

奈良県公安委員会告示第53号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から代表者の氏名の変更について届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年5月27日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

運転免許取得者 教育を行う者の 氏名又は名称	運転免許取得者 教育に使用する 施設の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
有限会社春日自 動車学校	春日自動車学校	松田徹也	鴻野雅子	平成26年 4月1日